

個人事業主の方へのお願い

給与支払報告書の提出時の本人確認について

個人事業主の方が給与支払報告書を提出する際には、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に基づく本人確認（番号確認及び身元確認）が必要となります。

<p>eLTAX (電子的提出) の場合</p>	<p>個人事業主の方の番号確認・身元確認書類の提出は不要です。</p>
<p>郵 送 の場合</p>	<p>個人事業主の方の 番号 身元 確認書類の写しを同封し、提出してください。</p>
<p>窓 口 の場合</p>	<p>①個人事業主（本人）が提出する場合 個人事業主の方の 番号 身元 確認書類の原本を受付職員に提示してください。</p> <p>②個人事業主に頼まれた方（使者※）が提出する場合 個人事業主の方の 番号 身元 確認書類の写しを一緒に提出してください。</p> <p>※ 使者とは、個人事業主の方（書類作成者）から依頼され、提出書類を窓口を持参し、差し出す方をいいます。給与支払報告書を代理で作成された方が提出する場合は、代理人による提出となります。</p> <p>③個人事業主の代理人（税理士等）が提出する場合 個人事業主の方は、番号 確認書類の写しを代理人（税理士等）の方に渡してください。</p> <p>◎ 代理人（税理士等）の方については、上記に加えて代理権が確認できる書類（税務代理権限証書、委任状）及び窓口に来られた方の身元確認書類の提示をお願いします。 鹿児島市総括表（プレ印字済）を添付されている場合は、代理権を有していると判断し、代理権が確認できる書類の提示は不要です。</p>

【お問い合わせ先】 鹿児島市役所 市民税課賦課管理係 電話 099-216-1173

番号確認・身元確認の書類は裏面をご覧ください。

区 分	確 認 書 類
<p style="text-align: center;">番 号</p> <p style="text-align: center;">確認書類</p>	<p>【以下のうち、いずれか1つ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ マイナンバーカード ・ 通知カード（記載された氏名、住所等が住民票に記載されている事項と一致しているもの ※氏名、住所等の記載事項の変更がある方は、令和2年5月25日以降、マイナンバーを証明する書類として使用できなくなりました） ・ 住民票の写し（マイナンバーが記載されたもの）
<p style="text-align: center;">身 元</p> <p style="text-align: center;">確認書類</p>	<p>【以下のうち、いずれか1つ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ マイナンバーカード ・ パスポート ・ 運転免許証 ・ 身体障害者手帳 ・ 在留カード ・ 税理士証票 など <p>【以下のうち、いずれか2つ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 健康保険証 ・ 介護保険被保険者証 ・ 年金手帳 ・ 年金証書 ・ 社員証 ・ 学生証 ・ 基礎年金番号通知書 など <p>◎ 鹿児島市総括表（プレ印字済）を添付されている場合は、身元確認書類は不要です。</p>

○ 本人確認書類について有効期限のあるものは、提出時に有効期限内のものに限ります。